

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年2月9日

近畿地方整備局

近畿技術事務所長 山本 剛

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、新技術の活用・普及の為、「公共事業等における技術活用システム」（平成18年7月5日付国官技第86号、国官総237号）「4. 実施要領」（以下「実施要領」という）の規定に基づき、試行申請型技術に関する事前審査、試行、事後評価に関し、新技術活用評価会議の資料作成等を行うものである。

この業務は、先端技術や新技術に関する動向及び専門的知識を有しており、評価対象となる新技術を特定の企業の影響を受けない公平且つ中立な立場で客観的に評価できる財団法人先端建設技術センター（以下「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としています。この業務の実施にあたって、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度新技術評価支援業務
- (2) 業務内容 「実施要領」における事前審査、試行計画、事後評価に関し、新技術活用評価会議の資料作成等を行うものである。
- (3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、「実施要領」に基づいて登録されている新技術の事前審査から事後評価を行うことによって、新技術の活用、普及を促進するものである。用語の定義については、「実施要領」に規定されている通りとする。

4. 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
土木に関する新技術の専門的な知識と豊富な経験を有していること。
- (3) 中立性・公平性に関する要件

国土交通省の発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

(4) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記、公表していること及び守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

(5) 業務執行体制に関する要件

①大阪市内に本・支社（店）または営業所があること。

②新技術評価支援業務を行うことのできる要員を十分に確保していること。

(6) 業務実績に関する要件

平成13年度以降に、元請けとして1件以上の同種業務または類似業務の実績を有していること。

1) 同種業務： 国土交通省が発注した新技術評価に関する業務又は、新技術活用支援に関する業務。

2) 類似業務： 近畿地方にある国の出先機関、近畿地方の地方公共団体、西日本高速道路（株）、阪神高速道路（株）、独立行政法人水資源機構関西支社、本州四国連絡高速道路（株）、大阪湾広域臨海環境整備センター、関西国際空港（株）の発注による各種新技術に関する業務。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0166大阪府枚方市山田池北町1-1-1

国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所経理課契約係

電話：072-856-1941（代） FAX：072-868-5604

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年2月9日（金）から平成19年3月5日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで(1)に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提期期限平成19年3月6日（火）16時00分

(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年3月19日（月）16時00分

(4) 近畿地方整備局における平成17・18年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていないなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以上